

# WORK LIFE BALANCE

## 薬系技官のワークライフバランス

厚生労働省では、働き方改革の旗振り役として、職員の働き方改革やワークライフバランスの実現に向けて様々な制度を設けています。

### 育児・介護支援

#### 育児と仕事が両立できる環境

医薬局 医薬安全対策課 課長補佐 竹口 敦子  
TAKEGUCHI Atsuko

3姉妹を育てながら時短勤務で働いています。4月に職場復帰しましたが、これまで6ヶ月～2年間とその時のライフプランに合わせて柔軟に育休を取得させていただきました。第1子出産前に比べてテレワークの環境は格段に整い、子育てしながら働きやすい環境に変わってきたと感じています。乳幼児検診や学校行事等、以前は丸一日有休が必要だったことも、必要最小限の時間の確保で対応可能になったのも非常に助かっています。時間に制約がある中でも、多くの業務に関わらせていただく一方、子供の体調不良による急なお休みのフォローなど、周りの方々の支えもあって、育児と仕事の両立が可能になっています。



#### 男性職員も育休を取得するのが当たり前

医薬局 総務課 医薬品副作用被害対策室 主査 小泉 翔太郎  
KOIZUMI Shotaro

子どもが生まれるすべての男性職員が1か月以上の育児休業・休暇を取得することが政府目標とされ、特に、負担の大きい産後8週間までに「男の産休」を含めて一定期間まとめて取得することが推奨されています。

私は入省5年目であり、2023年7月に双子の男の子が生まれ、産休や育休、年次休暇等をあわせて合計約3ヶ月の休暇を取得しました。里帰り出産でしばらく帰省し、その後関東に戻り、不安を抱えながらも人生で初めての育児に専念しました。

育休復帰後は、勤務時間を変更して業務を行い、可能な限り早く帰り育児をしています。職場のみなさんの理解もあり、育児と仕事を両立することができています。



#### 産前産後休暇

出産前・出産後の休暇を取得できる

#### 男性職員の配偶者出産休暇

妻の出産時・入院時の付き添いのために休暇を取得できる

#### 育児休業・育児短時間勤務

子が3歳までなら一定期間休業でき、未就学までなら勤務時間を短くできる

#### 子の看護の休暇・育児参加のための休暇

通常の有給とは別に、子育てのために有給を取得できる

#### 介護休暇・短期介護休暇

要介護者の介護のために休暇を取得することができる

### 休暇・働き方改革

#### 人の一生に関わる仕事を自分の一生をかけて楽しむために

医薬局 医療機器審査管理課 革新製品審査調整官 飯野 彬  
IINO Akira



ON

何十年と続けている私の趣味は「トレーディングカードゲーム」です。簡単に説明すると、互いに60枚以上のカードを集めて山札（デッキ）を構築し、手札から呪文などを繰り出して対戦するというものです。勝つためには、状況を読む力や戦略を練る力が必要になります。国内外で大会が開催されており、これに備えたいと思うときに活用するのが「マンスリー休暇制度」です。何事も長く続けていくためには、オン・オフの切り替えが不可欠です。忙しいときも多いのですが、職場の状況を読みつつ、休暇を戦略的に配置することで、オフの時間を確保することは可能です。この先も何十年と仕事と趣味のオン・オフを楽しんでいきたいと思っています。



OFF

#### 時間単位の有給休暇を取得して自由度の高い働き方ができます

医薬局 監視指導・麻薬対策課 企画調整専門官 上野 友貴奈  
UENO Yukina



ON

私は月に2～3回、3時間休を使って舞浜のテーマパークに行っています。霞ヶ関から舞浜まで電車で約30分のため、テーマパークで3時間ほど過ごしても午後一で職場に向かうことができます。好きなアトラクションに乗り、ショーやグリーティングを楽しんだりする日もあれば、遅めの朝食をとりながらのんびりと過ごす日もあります。3時間あれば、リフレッシュするには十分な時間で、テーマパークを出る頃にはとても心が満たされたのを実感します。3時間休をとった日は、普段以上に仕事にまい進できるため、これからも仕事とプライベートの調和の実現に向けて色々と模索していきたいと思っています。



OFF

#### 休暇制度

有給休暇や夏期休暇などがある

また、「マンスリー休暇制度」として、月1日以上の有給休暇の取得が推奨されている

#### ゆう活制度

通常より早く出勤する代わりに早く退勤できる

#### フレックスタイム

一定の範囲内で登庁時間・退庁時間を変更することができる

#### テレワーク

自宅など、省外から平常通り業務を行うことができる